

**貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年3月)**

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	ヤマト運輸株式会社 (法人番号1010001092605) 代表者栗栖利蔵	北海道東京都中央区銀座2丁目16番10号	北海道森支店営業所	北海道茅部郡森町森川町291-86		R3.3.16	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和3年2月25日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0	
2	有限会社北成興業(法人番号2430002063446) 代表者野阪貞義	北海道伊達市長和町370-1	本社営業所	北海道伊達市長和町370-1		R3.3.18	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年3月3日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	0	0	
3	有限会社共栄土木運輸(法人番号7462502000219) 代表者菅野智	北海道標津郡中標津町東20条北5丁目3番地	本社営業所	北海道標津郡中標津町東20条北5丁目3番地		R3.3.22	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他7件	令和2年10月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5) 運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7) 特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8	
4	シンシアライン株式会社(法人番号1430001039241) 代表者片桐大	北海道札幌市中央区南1条東7丁目2番地4	本社営業所	北海道札幌市東区北丘珠3条3丁目2-10		R3.3.22	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和3年2月5日及び令和3年2月15日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項、第3項)、(5) 運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(6) 特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5	

